ヒユー・ダルトンに於ける経費に関する理論

箕 浦 格 良

しいものでなくても何か一つの方向を与えられるものとしてその価値を高く認めてよいと思うからである 民購売力の移転という立場から見なければならないという態度にも又租税と経費との間における類似性を強調す 分混同と不明確な点が認められるのであるが、又彼のいう財政学を経済学の一課として成立せしむるためには国 の間に類似性 parallelism のあることを明らかにすると述べている。これは少しく古いものであり彼の概念は幾 者は経費については消極的態度をとりがちである。然し私はこの経費の問題をもっと積極的に論じ経費と租税と る立場にも疑問をもつものであるが、とにかく国家経費に関する理論とその体系が混とんとしている時たとえ新 ここに再びダルトンの経費に関する理論をとりあげたいと思う。彼はその著書の序文において、多くの経済学

Hugh Dalton, Principles of public Finance, 2nd ed, London 1924.

.ルトンに於ける経費に関する理論(箕浦)

る租税が有害であるとはいえないし、又あらゆる経費が有益であるともいえない。しかも財政上の如何なる作用 b 区 の支出はすべて非生産的であると考えたのである。そしてかかる考え方は誤謬であって、それが仮定したような れない。そうしてあらゆる租税が有害であるという考え方は経費に生産的なものと非生産的なものとの区別があ も国家収入を獲得するために起る結果と之を支出するために起る結果とを相互に見なければ完全なる判 カュ 0) 1 られる所の るという仮定の上に立っている。 1別が支出の中にあると考える者はいないと述べている。 中で最善なるものは額に於て最も少なるものであるとあらゆる形式の経費も否定しなければならない。 彼は経費そのものについて、 「れていたためにその研究の目標を見誤る傾向をもっていたのである」 かる見解と同様にすべての経費は有益であるという断定から出発することも出来ないこと勿論である。 セイの如く財政上のあらゆる方策の中で最善なるものは出費すること最も少きことである。 個 人の支出の殆どすべては生産的であるが人々がそれを補塡するために租税を納付するところの 何れの租税も皆有害であるという断定から出発して考えれば、 アグム・スミス及びリカードを含める初期の経済学者は、 確かに我々は生産性、 或は不生産性という名称が与え 課税によって阻 又すべての租税 断は得ら バ チ ス

前掲書

=

るように、 彼が常に強調して論じているところの経費の原則は即ち経費の限界的社会的利益が総ての方向 また追加的国家収入のあらゆる方法から受ける限界的社会的不利益と平均せらるように決定されなけ に於て均等であ

ices とに一致するものであると論じている。租税について徴税費が必要であると同様に譲与経費においてもその 与経費としての要素を含むことがある。 実施の費用が必要である。政府の立場から見れば、譲与経費に附随する購売経費である。 護の如き労務により成り立つものである。とれについては国家収入の考え方としての租税と販売収入 selling pr 教育費に附随する購売経費である。 ものであり、代償となるものを提供せざる後者の場合は政府が譲与経費を支出することを指すものである。 けとりたる貨幣の給付の代りに代償となり得るものを提供する場合は政府は労務或は物品を購売することを指す してこの譲与経費は政府が貨幣によって支払い或は医療教育の如き労務によって提供し又軍備或は警察による保 に対して直接にその代償となるものを提供する場合もあり、 て経済的に或は経済以外の立場から見てより価値あるものにすることである。又別な面から見れば社会を構成す る分子の如何なる階級に如何なる利益を与えるかということであるが、これよりも先ず最初に考察するに都合の 考えれば経費は国防費と治安維持費と社会生活の質を改善し或は進歩せしむるための経費とに別ちて考えるとと ないが然し殆どの経費が経済的効果を有すると同時に又総ての経費は経済的損失を有するものである。 purchase prices に分けて考察することであると論じている。 換言すれば経費の対象は社会生活を安全とし秩序を保たしめ、 これは経費の過程に於て比較的初期の段階に現れてくるものであるが譲与経費 grants と購売 政府の販売収入に租税としての要素を含む場合がある如く購売経費がまた譲 例えば政府が、 個人が独占的にあらずして決定する売価よりも高価に法 これを提供しない場合もある。 政府より貨幣による給付を受ける個人は政府 叉この安全なる秩序ある社会生活をし 例えば教員俸給は義務 前者の場合、 即ち受

ればならないということである。経費の対象となるものの多くが絶対的に或は主として経済的であるとは言い得

ンに於ける経費に関する理論

(箕浦)

益 なお譲与経費には租税と同様に直接的なるものと間接的なるものとがあるのであるが、 此公企業に於ける生産品を売う人はすべてその購売量に比例して譲与経費の利益を受けることとなるのである。 得せらるる利益が取引上の各条件の変化につれて、 れる総ての利益が此経費の目的としている個人に帰するときは直接的なる譲与経費であり、 合である。 的に移転してゆくときは間接的なる譲与経費である。 services 或は商品を売る場合の如く、又は政府が独占的にあらずして売価よりも高く物品を購入するが または公企業を損失をして経営するときは此損失は租税によっ この経費の対象とせられる個人から他 て補塡せられるものであるからして、 譲与経費によって受けら の個 その経費によって獲 人に全部或は部分 如き場

ある。 給が増 供 与経費の支出によっ 0 個人の対象たる個 与経費によって直接に貨幣としての利益を受けるものに帰着するのである。 て 理 給 譲与経費の転嫁の問題は、 供給 由 の弾力性と、 故に売手に対する転嫁の比率は、 加せられなければならないし、或一定の大きさの需要の弾力性に対して価格の程度がより大となるからで は供給が弾力的であればそれだけ譲与経費の支出せられたる結果として生産費が或一定額底下し従って供 0 弾 力 侳 0 これに対する需要の弾力性との割合に於て買手と売手とに分割されて帰着するものである、 人に帰着するのである。 て利益を与えられた商品 定 の大きさに対する価格の低下の割合が少となるものである。 租税の転嫁によく似ている。 より大となるのである。 商品に対してなされたる間接的なる譲与経費の転嫁は常にその商 の価格が一 定額低下する結果として需要は増大するものである。 貨幣によって給付せられる譲与経費の転嫁は、 これに対して需要が弾力的であればそれだけ譲 直接的なる譲与経費の 故に売却人に帰する転嫁 転嫁は 全く此 其の譲 品 従 そ

割合が大きくなるものである。

老人より多額の給付を受けることとなるのである。 其の財産の所有の程度に差異ある二人の老人があり同じく痰老年金を受取ることとするならば富める老 原則は租税の場合の同様の原則よりもなお望ましくないのであるがこの原則に従えば他の事情に於て等しき限 平の原則に対して、譲与経費によってこの不平等を変更してはならないという原則も考えられるのである。 理をとるべきかについては論じられないのである。又租稅によって所得の不平等を変更してはならないという公 状態では実施しがたいものである。 譲与経費を給付することによりこれで大体所期の目的を達することが出来ると思われるが斯の如き方策は現今の 与経費を支給せず又との或一定の額よりも少なる所得の獲得者に対しては先に定めた或一定の額に到達するまで こに最高利益の原則というのは或一定の額を定めておき、その一定の額よりも大なる所得の獲得者に対しては譲 も叉相異なれる三原則、 なれる三原則、 税能力は個々の国民にとって経済的損失がなるべく少からしめねばならないところの租税能力と解釈しなければ 考えてみるならば、これに匹敵するものとして、譲与経費の受領能力という観念を考え出すことが出来る。 の受領能力と解釈しなければならないのである。 経費に於ても利益の適当なる分配を論じ得るものである。 この受領納力に於ても、個々の国民が受ける経済的利益がなるべく大であらねばならないところ 即ち最少犠牲、 即ち最高利益、 比例的犠牲及び平等的犠牲ということより考えて経費に於ける受領能力について 勿論詳細なるより深い考察をせずして比例的利益或は平等的利益の何れ 比例的利益及び平等的利益の原則を考え出すことが出来るのである。 租税能力についての公平の標準とみなされているところの相異 各別の租税或は全体としての一つの租稅組織が比例的である 一例として租税に於ける租税能力という観念をとって 他 の原

尚公平という立場から租税の負担に関する適当なる分配を論ずることができるのであるが。これと同じく譲与

ルトンに於ける経費に関する理論(箕浦

立 命館経済学(第一巻・第五・六号)

i i

二一〇(七四四)

せられる割合が大となるものである 合が少くなるのである。 られることによって利益を獲得する受益者の所得が大なるときは譲与経費の給付によっ 与経費の組織も同様であるということが出来る、 場合があり累進的である場合があり、 これに反して逆進的なる譲与経費のもとにありては所得が大なれば譲与経費として支給 又逆進的である場合があるが、 累進的なる譲与経費の組織のもとに於ては、 各別の譲与経費或は全体としての一つの て所得に増加してくる割 譲与経費が支出

四

ず自由なる方法で流れ込むべき筈の水路から、 ねばならないのである の減少を出来得る限り少からしめねばならないのであるが、これに対して経費は生産を出来得る限り増加 て生産の性質及び総生産量に大きな変化を生ぜしめるということである。 経費に於ける本質的なるものは経費は租税その他の国家の収入の方法と結合して経済的資源が国家政策によら 国家政策によって決定せられた水路に方向 尚他の事情にして等き限り租税は生産 を転換せしめ、 そうし せしめ

すれば、 くものである。 を減少するものと仮定すれば、 費の国民の労働能力及び貯蓄能力に於ける效果として、 経費は労働 然してここに於ては貨幣としての讓与経費は讓与経費の支出せられることによって利益を獲得す 能力を増加するものである。 租税は労働能力を減少するものである、 此事は社会的に望ましい経費ということに対して広い範囲 租税に於ては、 経費が人間 課税せられる事によっ の能率を増加するものと仮定 て人間 0 を開 能

率

する限り経費は受益者の貯蓄能力を増大せしめるものである。 るものが貯蓄し得る所のある限界を有するならば、すべての租税が課税せられるものの貯蓄能力を減ずるものと 用は納税者の担税能力に類似する所の受益者の受領能力の測定上の一標準をなすものである。 を増加するものである。 えるのである。 労働及び貯蓄についての欲望に於ける効果につい これは受益者によって良くない用途の為に消費せられる貨幣による同額の譲与経費よりは、 経費が支出せられる事によって、 此の如き譲与経費が支出せられる事により利益を獲得する受益者の能率に於ける反対作 て、 利益を獲得するものに対して貯蓄し得る何等かの限界を附与 租税に於ては現在賦課せられているという事実よりも将 若しも課税せられ より多く能率 る受益者というよりは、むしろ受益者の子供達の将来に於ける能力を増加するということを指摘しなければなら

来におい

て賦課せられるであろうという期待の方がより重要なる意味をもつものであるがこれと同じく経費に

譲与 つ

安全確実なる生活活動の基礎を築くことになるが、かくの如き基礎なくして生活活動をしてゆくより、 望を増加しないのである。 その例である。 来の労働及び貯蓄とは関係がないのである。 経費についての多くの場合との経費が支出せられて利益を獲得する受益者に将来与える利益の量は此受益者の将 てくる所得に対する要求が非常に弾 の上に基いて活動するときの方がより価値あるようになるのである。 ても将来受益する事の期待が現在利益を享受していると云うことよりも重要なる影響を持つものである。 かくの如き確定したる定期的期待は将来に関する限り譲与経費は殆ど労働及び貯蓄についての欲 とはいうものの、 力的である時は労働及び貯蓄についての欲望は減少し、 将来に於て少額であっても必ず獲得できる固定収入に対する期待は、 戦時年金及び戦時公債を現在所有することによって得られる利子は 叉所得獲得に必要な努力であっても現 故に此の努力によっ この基礎

ル

۲

に於ける経費に関する理論

(箕浦)

二一一(七四五)

えわれ

得ないのである。 望の減少を伴うものであるが、それにより、その減少を妨げることが出来るのである。 増加する場合すらある。 条件付譲与経費に対する期待は労働についての現在の欲望を減少しないのである。 額を定めて 大富豪に対しても年金としての譲与経費を与える事になり正当とは認められぬ浪費であると思われるのである。 事ができるのである。 すべての人に対し人によって減額を行うということをしないで年金全額を給与することによって完全に取り除く 於ける養老年金制度の 働叉は貯蓄についての欲望を増加せしめるものである。然しかかる種類の譲与経費が実施せられる事は殆どあり 対する奨励金の如きは、 費の支出によって利益を得る受益者がその将来の努力でもって増加する所の譲与経費は、 で且つ無条件であるのではない。 て得られる所得額を譲与経費の額だけ殆ど減少せしめるのである。 の譲与経費についての期待は明らかに受益者の労働及び貯蓄についての欲望を抑制するものである。 部分でありそうしてより少い費用ですむ補正策は年金により給与せらるる部分を差引いた所得が、 しかし此場合控除額が超加額以下であることが必要である。 他面に於て讓与経費の支出により利益を得る受益者がその将来の努力によって減額せられる所 此 の定めた或る一 しかし此の方法によっては養老年金支払に必要なる行政費は相当節約し得るのであるが、 一つの欠点は此手段に於て行うと云う事である。 所得に対する欲望が非常に弾力的でない限り、此れを期待することによって受益者の労 失業防止のため計上せられる経費は労働に対する欲望の減少、 疾病又は自己の意思によらざる失業の場合においてのみ給与せられるところの 定額を超加している人に対しては年金の全額からある程度の額を控除するこ しかし譲与経費がかくの如く、すべて確定的 此欠点は年金を獲得し得る年齢に達した 即ちこれによって控除せられる人々 或事情のもとに於てはそれは 叉確定的ではなく譲与経 例えば所得乃至貯金に 長期間の失業は労働欲 ある 1 ギリスに

の 立.

定の

が弾力的である場合には、労働及び貯蓄についての欲望がこれによって尚いくらか阻止せられるのであると論じ 場から考えれば、一定量の労働及び貯蓄よりの純所得を減ずることになるからである。従って所得に対する欲望

前掲書 P. 154-167

ている。

五

国防費はすべての場合に於て節約という経済原則によって支配せられなければならないということである。

則

如き経済的資源の流れる方向の転換は、或は個人の企業に対して補助金を交付することにより、又政府が損失を て、 るのである。 即ち安全にして秩序ある社会生活をしてより価値あるものとする経費については説明すべきことが比較的多くあ する経費は小額すぎるという場合は少いのであって多額となりがちである。然しながら他の種類に属する経費 も社会生活に於ける安全と秩序、又びこれ等の利益に伴うと考えられるところの軍事上の虚飾や国民的誇示に対 に於て生産せられる他の商品及び労務なくして行う場合の不利益と平均されてあらねばならないのである。 して公企業を経営することによって引き起すことが出来るのである。勿論この場合この損失を補塡するためには 般課税によるのである。 経費により経済的資源の方向がある特殊なる産業に転ぜしめると生産を増加するということがある。 各個の産業に対する譲与経費又は助成金は生産に対して利益を与えることがある。 より安全となり、そして秩序を保つことによって生ずる利益は不安であり秩序のない社会のもと 更に又かくの如き経済的資源の方向転換は特殊な消費財及び労務を生産することもあ 尚 般的に かくの しか

、ルトンに於ける経費に関する理論

(箕浦

済的準 政策によって、 その構成要素の間のよりよきつり合を確実ならしむるため政府の干渉の範囲が非常に大きくなるのである。 って全体としての社会に入って来る利潤が、一般に物的資本に対する投資が増加することによるも人的資本及び じ額を同じ程度に物的資本に、 本や知識に投資することによって、各個人が獲得し得る利益の割合は、 分があまりに大きくなり、 それによって将来に対する経済的準備がより有効になし得るからである。 むることにより大であるような経費である。然しこれ等各種の目的に対して国家が有利に消費し得る経費の額に つの目 らか割引して考えるからである。更に又準備が行われても適当に行われないというのは物的資本の形態をとる部 0 こともあり得るのである。 か 知識に対する投資が増加することによりてより大となるのである。故に将来に対する経済的準備の改善を行 . ときよりその生産能力が少なくなることもあり得るから単に増加とは云わないで改善と云うのである。 種 ら見て社会的に望ましい経費はそれに必要なる資金が個人の手に委ねられているときよりも、 の準備が充分になされないし、 的は生産 備がなされないというのは、 又これによって経済的資源が現在に対する準備、 より多くの経済的資源を将来のために貯蔵しておくことも出来るがその経済的資源が貯蔵され 力増加のために支出せられる経費のほとんど凡てに対する秘訣となるのである。 人的資本及び知識の形態をなす部分があまりに少なくなるという意味である。 経済的資源の流れる方向を最も広範囲に転換せしめることが正当である。というのは 賢明に投資をなした場合に比較してみて一般に低いからである。 将来、 叉たとい、 殊に遠い将来に対しては、ほとんど凡ての人は現在に対するよりも幾 なされたとしても適当には準備はなされないのである。 ひいては将来に於ける生産力の基礎を築きあげる よく考えて賢明なる投資をなしても、 然し政府の干渉がないとするならばこ 生産を増加せし 生産という立場 実に此理由によ 人的資 この経 との二 国家 な 同

かる経費は、 増加を目的とする経費は、 いま迄大いに軽視せられていたところであるが生産を促進すること大である、殊に国民の保険、 あるといっている。経済的資源の流れる方向と各種の使途及び地域間に転せしむる効果として、 会生活の秩序及び安全のため国家機関に対する経費はそれにより有機的生産が可能となる条件を創造するもので 経費はそれ自身、殆どすべての場合に生産を増加せしめる。 せることがあると論じている。要するにダルトンに於ては租稅はそれ自体としては概して生産を阻止するに対し、 望ましいのである。経費によって経済的資源の流れる方向を地域的に転換せしむることによって生産力を増加さ 資源の各種の使途の間の配分が、将来に於ける生産力を最も大きく与えるようなことにならしめるという見地で ければならないというにあるのである。 会にもたらす限界的利潤が、この様な経費をうけ得る個人が期待する限界的利潤よりも出来得る限り大きくせな は限度があるのである。ここにとり入れるべき一般的原則は、これらの凡ての方面に於て経費が全体としての社 て促進せられる程度は、 間接的には労働及び貯蓄の能力に対しては勿論更に進んで、 国家収入及び国家経費の両面の效果を対照として考えて見るに、 生産の促進という見地から適当に施行せられると仮定して、 之を賢明なやり方で支出するときは生産の増進に益するものである。 かくしてこれ等の凡ての方面に於て経費が増加することは社会の経済的 あまり多く支出せられない限り軍事費、 労働及び貯蓄についての欲望を大なら 生産が賢明な経費体系によっ 課税その他の財源を獲得す 教育及び知識 これについては 他方に於て、 及び他 の社 か 0

·島事 P 18/__1

るための種々なる政策によって生産の阻碍となる程度よりも遙かに高いことは明かである。

六

得に対してはこの一定限界額まで引上げ又この一定額より大なる所得に対しては譲与経費による利益を附与しな 適合する譲与経費の体系は国民の所得に対して或る一定の限界を設けておき、 於ける最小犠牲の原則に対して譲与経費の分配について最高利益の原則が考えられるのである。 もより大となるのである。 系が比較的強度の累進性を有しているときには、 も累進の程度がゆるやかであるときには同じような傾向を有すると思われるのである。然しながら譲与経費の体 所得の分配がより不平等となる傾向があるのである。 所 所得が少くなれば、それにつれてこの比率がより大となるものをいうのである。 平等 て最も累進率の多いものはどれ程のものであるかを考えねばならぬことになるのである。 ればそれだけ国家より受取る額の、 は分配が平等であるということが望ましいという見解から論理上生ずる当然の結果である。 々の租税と同じく逆進的或は比例的又は累進的のいずれかである。 得の大小に関係せず、 ワグナーの社会政策的租税の見解を理解しがたい人は、他の事情が等しいとき、ある限度の中に於て所得の不 を減ずる傾向を最も強く有する経費の体系が最も望ましいということはより尚理解しがたいであろう。 との比率が常に同じであるものをいうのである。 故に分配ということを考慮に入れるならば実際に施行し得る累進的譲与経費 所得に対する割合が少となるものをいい、累進的な譲与経費とは、 所得の不平等を減じ累進の速度が大きければそれだけとの それは比例的であるときは勿論であるが、 逆進的な譲与経費とは受益者の所得が少なけ 譲与経費の体系が逆進的であるときは この一定額より小なるすべての所 叉比例的譲与経費とは受益者の そうして租税の分配に 個 々 この原則にやや 累進的であっ の譲与経 受益者の 0 中に 置費は個 とれ 傾向 於 て

って分配状態を改善するのである。分配という見地から見て負担能力による租税に対して受領能力による経費は 更に異った時期に於ける個人或は家族の欲望に対してその所得をより確実に適合せしめる効果を有することによ 然し譲与経費は単に所得の不平等を減ずることによって分配状態を改善するにとどまるものではないのである。 る。 うな高さに決定しようと思っても生産を考慮に入れるとその高さに一定の限界を附与しなければならないのであ 公債が存在している問は、 いところの体系である。 定額の経費により社会にもたらされる経済的福祉が最も大きいときはよくその目的を達するものである。 然しながら累進性をかなりの程度に強からしめようとする要求には確実な論拠を有するといえるのである。 国民最低費の政策はこの原則の最初の部分の現れである。第二の部分は少くとも多額の 実際上実行することは出来ないのである。 叉国民最低費の標準を国民の利益となるよ

七

前掲書 P. 168-172

既に述べた如く労働に対する需要を固定することによって失業を減ずることは可能である。

かくの如き目

的に

種 斯くの如き政策は各種の形式により施行せられるものであるが、その中で最も一時的と見られるものは国家が各 部分は労働、 することさえあるのだが、 向って支出せられる経費は受益者の経済的福祉を直接に増加するものである。 の労働に対する自己の需要を出来る限り固定し、 資本、 組織力の形態をとっているのであるが不景気のときには唯、 かかる経費は社会の生産力をより生産的に動かすこともあり得るのである。そうして 同じ種類の労働に対する私人の需要と同じ方向に向っ それのみならず社会の生産 睡眠しているばかりでなく減損 力の大 てゆ

ンに於ける経費に関する理論

(箕浦

二一七(七五一)

貨が 年度、 間 存在しているのであるし、又失業者及びその家 族はどんなときでも租税、 に失業も減少することとなるのである。 することとなるのである。その理由は納税者及び公債応募者の手から国家の手に移転した購売力の一部分はこれ 交付することは可能である。 低いからである。 らない、 眺めてみると経費を増加せしむることとはならないのである。 する私人の需要の方向と全く反対にすることも出来るのである。 を国民の間におけば労働に対する個人の需要の創造に用いられるものであるからである。然しながら之を国 て経営し或は下級官庁の経営する企業に対して又時としては私人によって経営せられる企業に対しても補助 由とするところは生活必需品その他の財貨の価格及び労働賃金は一般に景気の好いときより不景気のときの方が 行し得るのである。 かない様にする方法である。 に置けばこの方面 産 この需要が同じ種類の或は異なりたる種類の労働に対する私人の需要が減少することをある程度まで相殺 或は一年度内の季節によって適当に調節し各種の労働に対する国家の需要の方向を同じ 種類 むしろこの方法によれば之によらないときよりも少き経費でおわる場合すらあり得るのである。 K 用 V> 5 これるから、 国家は不景気の時に際して土木事業の形式に於けるが如く特殊なる企業を国家自身の手によっ に用いられるのは一部である。 尚進んで国家が不景気に際して特殊の企業を経営することをせず只、その経常費の この政策によって労働に対する需要が実質に於で増加することとなるのである。 かくて増大したる国家の労働に対する需要は、 かかる政策の施行にはあまり骨折る必要はない、 殊に不景気の初期に於てはかくの如き種類の蓄積されたる財貨が多量に 国家がこの政策をとらないときにはねむっている筈の蓄 然し各期間に於ける経費の配分を同一としてはな かくの如き政策をとっても長期間に亙り之を 公債及びそのための国家公共団体、 このための財源は租税或は公債であ 国家もこれ位の 政策は容易に施 0 労働 その理 流 に対 積財 民 出 或 故

動及び産業の大部分が将来の状況に対して合理的正確なる予測を行わず又景気の循環期について過去に於ける経 験を顧慮しないということに関しているときは之を減ずる力が少くなるものであるといわなければならないので 施行範囲は大きいのである。然しながらかくの如き政策も失業の主なる原因が貨幣価値及び農産物の収穫高の変 外増大するものである。 る程度より少しく増加する、 その費用の大部分が労働賃金として支払われるが如き事実であるときには経費が遊食している失業者を養うに足 は個人の負担よりなる源泉からの収入により支持せられるのである。 労働に対する需要を固定せしめ不景気により生産力が浪費せられることを減ずる政策 その結果として労働者を就業せしむる程度、 もし有益なる土木事業が施行せられ、 及び生産を増加せしむる程度は思い

Ø

ある。

八

右は彼の経費に於ける体系の概説であるが、

ら政府に、 彼の経費論に於ける根本思想は財政作用は概して購売力の一系列となる、それは租稅その他の方法により国民か の購売力の移転という立場から財政を眺めるとき財政学は経済学として成り立つものと考えているようである。 適合であると論ずるものである。 経済の間に介在 再び経費という方法により政府から国民に対してなされる。 している現象である。そうしてそれは政府の収入と支出との、 即ち政府を通じ、収入と支出という形に於てなされる購売力の移転であり、 要するに彼は財政学の対象は財政現象である。財政現象は政治と この中には反対給付の附随するものと然 叉この収入と支出との 相 互の 間

ル

ンに於ける経費に関する理論

(箕浦)

二一九(七五三)

よい 化を来す、 らざるものとがある。 財政 組織は、 との変化を全体的にみて社会的に有益なればその作用は正当であり有益でなければ正当でない、 その作用により最高社会的利益をもたらすことであると論じ一貫して租稅との間に類似性を強 これ等財政作用の結果として生産せられる富の質と量は個人或は階級間に於ける分配 に変 最 B

中に現れてくる作用から説明されるものであらねばならない。 調してい 経費の性質に関する問題は経費そのもののもつ抽象的な内容を目的として研究するのではなくして経済関係 財政とは或一定の経済組織のもとに、

る経済的作用について解明せられなければならない。この解明こそ経費論に与えられた問題であらねばならない すれば経費は社会価値の一部分が国家機構を通じて主として国民経済の中へ流れ込むところの過程に於て把握せ 国家機構に流 らるるものであって、 れ込み又流れ出ずる過程に於いて把握せらるる現象である。そしてこの流れ込む過程に於て、 との過程に於て種々惹起せらるるところの経済的作用があり得る筈でありこの惹起せらる 社会価値が

家の任務、 そしてそれは常に一 或はその活動の本質が本源的に生産性をもっているとか或は不生産性をもっているというではなくし 般の経済組織及び経済現象との関係に於て理解されねばならないのである。 即ちここでは国

ては、 付せられて一般経済組織へ流れ込む過程に於ける現象のうち支出の関係を解明するにある。 ば既に存在する社会価値の一部が或経済組織のもとに国家の機構に流れ込み、そして又国家によっ て常に国家の機構を通じてなされる財の消費或は給付の過程を経済的に把握するところのものである。 この支出に適合せしめる収入手段があらねばならない。 そしてこの支出と収入手段は一体となっ 然して常に財 て消費或は給 て財 換言すれ 政 に於 政

根幹をなすものであり、

経費の問題はこの両面に於て考察されてこそはじめて理解されるといわなければらない。

界は収入手段によるからである。然しこのことを以て直ちに租税と経費との間に彼の如く類似性を有すると速断 即ち一定の収入手段が成立するについては、経費の成立を前提とするものであり又この支出を可能ならしむる限 会価値の流動の中に於ける法則の発見であらねばならない。 るものであり、その本質の異なる両者に対して、単純にその類似性を認める訳にはゆかない。それはあくまで社 であるところから常に両者の間に逆の現象が発生するとは限らない。国家収入と国家経費とはその本質を異にす することは許されない。成程、租税は収入であり経費は支出であることには間違はないが性質が全く反対のもの 我々は経費の目的を此の社会価値の流動の中に於て

のみ、そこに又国家と社会の関聯を明かにすることができるのである。